

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県能代市落合字上谷地22の1番地

氏 名 有限会社平塚自動車工業

代表取締役 平塚 正廣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許 可 の 年 月 日 令和4年8月11日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和9年8月10日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

破砕施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 金属くず、イ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ウ がれき類
以上3品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 能代市落合字綱割13-24 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年8月11日	新規許可
平成14年8月11日	更新許可
平成19年8月11日	更新許可
平成24年8月21日	更新許可
平成29年8月11日	更新許可
令和4年8月11日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
がれき類の破碎施設 (金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) (平成4年8月3日 設置) (平成13年2月23日 許可) (許可番号 使用届出)	640 t / 日	1	能代市落合字綱割13-24、13-25